

平成 29 年 5 月 15 日

監査報告書

学校法人 実践女子学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 実践女子学園

常勤監事 安達 勉 ⑩

監 事 山田 明男 ⑩

私たち学校法人実践女子学園の監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人実践女子学園寄附行為第 17 条の規定に基づき、学校法人実践女子学園の平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況を監査いたしました。その結果につき、次のとおり報告します。

1 監査方法の概要

監事は、理事会及び評議員会等の重要な会議に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人（東和監査法人）と連携し、計算書類について検討を加えるなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

また、内部監査室と必要な情報交換を行いました。

2 監査の結果

- (1) 学校法人実践女子学園の業務に関する決定及び執行は、法令及び寄附行為に従って行われており、それらに違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、又は、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

また、収益事業に係る貸借対照表、損益計算書及び財産目録も正しく記載されていることを認めます。

以上